

障害児通所支援事業について

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

児童発達支援事業とは

- ・日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活に適應するための訓練等を行います。
- ・療育の観点から、個別療育、集団療育を行う必要が認められる未就学のお子さまが対象です。療育機関等で一定の診断を受ける必要があります。

放課後等デイサービス事業とは

- ・学校通学中の障害児に対して、放課後や長期休暇において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進の活動等を行います。
- ・学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学し、療育の必要性が認められる方が対象となります。

利用までの手続き

- ・障害者手帳をお持ちの方、または医療機関等、発達障害等の診断を受けている方が対象です。（原則）
- ・児童発達支援・放課後等デイサービスを利用する際は、事前に区役所で「障害児通所受給者証」の発行を受けることが必要です。横浜市ホームページにも流れが記載されています。（横浜市子ども青少年局トップページから、「障害児通所支援事業」で検索できます）

相談

見学（事業所と相談の上、通所日数（曜日）を決めてください。

- ・利用は、曜日単位での利用が原則です。キャンセル待ちやスポットでの利用は出来ません。

区役所での手続き

- ・まずは、電話にてご連絡ください。担当者が聞き取りをさせていただきます。

面接による調査

支給決定・受給者証の交付

サービス事業所との契約・サービス利用

お問い合わせ先

都筑区子ども家庭支援課

子ども家庭支援担当

TEL：045-948-2321

FAX：045-948-2490

